

はじめに

平成16年度から、技術士に「原子力・放射線」部門が新設されます。これは平成13年11月に日本原子力学会から文部科学省に対して行った要望が、一般の技術士制度の改正（平成15年8月18日官報に公示）において実現したものです。

「なぜ、今技術士の原子力・放射線部門が必要か」について簡単に述べますと、原子力発電所などの大規模な原子力関係施設の建設ペースが安定期に入った今日、この分野で働く技術者の自己研鑽の目標を与えることは、技術者全体の能力レベルの向上だけでなく、日本の原子力利用の安全性の維持向上にとって大きな効果が期待できるからです。更には、技術士の資格者を保有することで我が国の原子力産業とその技術者が世界で活躍できる機会が広がることも期待できます。

この新しい資格は、今後原子力・放射線利用分野で積極的に活用され、この資格を取得した方は技術者としての評価が高まり、ますます活躍の場が大きく広がることでしょう。

技術士の試験には第一次試験と第二次試験があり、第一次試験はどなたでも受けることができ、試験問題のレベルは4年制大学の自然科学系学部の専門教育で習う程度のものとされており、第二次試験も所定の実務経験があれば受験できます。

平成16年度は初めて行われる試験ですので、ここでは技術士とはどのような制度か、どのような試験が実施されるのか、どうしたら技術士の資格が取得できるのか、また「原子力・放射線部門」新設の経緯と今後の方向性について取り纏めてみました。

原子力学会員はもとより、広く原子力・放射線利用分野で働く研究者、技術者の方々が、是非とも「原子力・放射線部門」技術士の取得に向けチャレンジしていただきたいと思えます。